

武蔵村山市立第十小学校及び第五中学校LED化ESCO事業委託プロポーザルに関する質問及び回答（実施要領・仕様書に関して）

No.	質問事項	回答事項
1	実施要領P1、3 予算 委託料の支払いにつきまして、設計・施工分を前払金や中間前払金でお支払い頂くことは可能でしょうか。	設計に対しては設計額の3割を、施工に対しては施工額の4割を限度として前払金で支払います。それぞれの残額については、施工完了後、市の職員が立ち会う検査に合格した後に支払います。なお、設計額、施工額及び工事監理額の内訳については、二次審査時に御提示いただく額とします。工事監理については前払金の支払いは出来ません。また、前払金の請求については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の委託初年度の業務完了時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結している必要があります。
2	実施要領P5、7 募集方法(4) ご提示頂いている照明器具の資料の台数・器具情報と詳細調査後の器具の台数・仕様が異なる場合、金額・数値の差は変更契約で訂正できますでしょうか。	<金額の差について> 契約優先交渉事業者様との契約について、御提案頂く見積額を超える金額での契約については対応できません。現地ウォークスルーの機会を御活用いただき見積額を御提示ください。 <数値の差について> 二次審査では、当市が設定したLED化未実施の照明に係る電気使用量、電気使用料金（以下「基準値」という。）に対して、どれだけの削減が可能か等についてご提案頂くことになるかと思われます。一方で、契約後の詳細設計で、基準値に変化が生じる可能性も考えられます。この場合、仕様書「5 事業内容」(2)にある実施計画書作成時に、詳細設計の結果を踏まえたエネルギー削減量を算出していただくこととなります。なお、この数値の変更は変更契約によらず、請負者の実施計画書の提出とそれに対する発注者の承諾により行われるものとします。
3	実施要領P5、7 募集方法(5) PDFで頂きました学校の配置図はCAD でご提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。 提供方法についてですが、ホームページでの公開には対応できません。個別にメールにて提供いたしますので、希望される方は事務局までご連絡ください。なお、提供開始時期については、令和7年3月4日（火）以降とします。
4	実施要領P7、12 企画提案書の作成方法等(2) ESCO事業によって削減可能な維持管理費をご提示願います。削減可能な維持管理費は、ランプ交換費（機器費・作業費）です。維持管理費は削減効果に見込んで宜しいでしょうか。	本事業では、施設数などの規模に鑑みて、事業効果における提案の元となる基準値をLED化未実施の照明に係る電気使用量、電気使用料金としております。そのため、事業実施による維持管理費の削減見込の基準となる現状の維持管理費は提示しておりません。御提案に際し、事業実施効果の一つとして、維持管理費の削減効果について御提示いただくことは可能ですが、上記のとおり現状に対しての御提示が難しい旨、御承知おきください。
5	実施要領P7、12 企画提案書の作成方法等(2) 電気の1次エネルギー換算係数、CO2排出係数は下記のとおりで宜しいでしょうか。電気；1次エネルギー 9.97 MJ/kWh、CO2 0.429 kg-CO2/kWh	御提案に際し、事業実施効果として二酸化炭素排出量の削減効果について提案することは可能です。その際に使用する電気の1次エネルギー換算係数、CO2排出係数はそれぞれ以下のとおりとします。 1次エネルギー換算係数：8.64 MJ/kWh CO2排出係数：0.429 kg/kWh
6	実施要領P11、15 第二次審査 提案書以外にプレゼンテーションで使用する資料を用意することは構わないでしょうか。可能な場合、プレゼンテーションで使用する資料は事前に提出が必要でしょうか。	提案書以外にプレゼンテーションで使用する資料を用意することは可能です。ただし、実施要領「12 企画提案書の作成方法等」(8)ウのとおり、過大なものにならないように留意してください。なお、提案書以外にプレゼンテーションで使用する資料については、事前の提出は不要です。

7	仕様書 P2、7 機器仕様(1)エ 既設LED 器具は工事・維持管理ともに対象外という認識で宜しいでしょうか。	宜しいです。
8	仕様書 P2、7 機器仕様(1)エ 「敷地内の照明器具のうち LED 化がされていないものについて、全て LED 照明への取替を行う」とありますが、LED 器具(ランプ交換含む)が選定不能な照明器具がある場合は協議事項として頂けませんか。	選定不能な照明器具がある場合については、協議事項とします。
9	仕様書 P2 7 機器仕様 (1)基本事項ス 屋内運動場体育室用投光器ですが、高天井器具という認識で宜しいでしょうか。	宜しいです。
10	仕様書 P3、7 機器仕様 (4)機器仕様 (その他の照明器具改修) ア 現状の器具と大幅に意匠が変更する場合、同等 (光色・光束・機能) であれば提案可能でしょうか。	可能です。 ただし、新意匠により天井加工が発生した場合は請負者負担とします。
11	仕様書 P3、8 施工について(2)イ 夏季休暇や冬期休暇等の長期休暇期間の施工については全期間施工可能と考えて宜しいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、詳細は学校管理者を交えて協議し、決定するものとします。 なお、長期休業期間中についても補習や部活動等に利用する室があり、施工のタイミングについては別途調整が必要です。また、第五中学校の体育館については床改修工事を実施予定ですので、施工時期について別途調整が必要です。
12	仕様書 P3、8 施工について(2)イ 体育館の施工ですが、平日の日中に施工させて頂く事は可能でしょうか。 (施工時は体育館の使用は出来ません)	仕様書に記載のとおり、作業日程は、土・日曜日、祝日、長期休業期間 (夏、冬、春休み) を基本としておりますので、平日の日中に施工することは原則として出来ませんが、協議の上学校管理者が承諾した場合については可能です。
13	仕様書 P3、8 施工について(2)イ 工事期間中、各学校の施錠・解錠は貴市側で対応していただけることとして宜しいでしょうか。	宜しいです。
14	仕様書 P3、8 施工について(2)イ 平日の夜間 (生徒の下校後～21 時頃迄等) の作業は可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、作業日程は、土・日曜日、祝日、長期休業期間 (夏、冬、春休み) を基本としておりますので、平日の夜間に施工することは原則として出来ませんが、協議の上学校管理者が承諾した場合については可能です。
15	仕様書 P4、8 施工について(2)ウ 現場事務所・産廃置場・トイレ・エレベータ・駐車場などは施設内のものを利用可能と考えてよろしいでしょうか。	原則利用可能です。 現場事務所、産廃置場の詳細な設置箇所については学校管理者との協議によります。トイレは施設内を利用できますが、学校管理者から場所を指定される可能性があります。駐車場については、使用できる台数が希望どおりとならない可能性があります。なお、本事業ではエレベータのある施設はありません。
16	仕様書 P4、8 施工について(3)エ 直付又は吊下げの場合は直付けとありますが、梁またぎで直付けに変更不可の場合、吊下げのまま更新して宜しいでしょうか。	宜しいです。 その場合、詳細設計時に吊下げによらずに更新ができないか検討をしてください。 ただし、天井加工が発生した場合は、請負者負担とします。
17	仕様書 P4、8 施工について(3)エ 各器具の標準仕様 (取付説明書記載例等) とは、各メーカーの取扱説明書という認識で宜しいでしょうか。	宜しいです。

18	仕様書 P4、8 施工について(3)オ アスベストについて、本件対象施設のアスベストの調査結果はございますか。（調査結果があれば事前にご教示頂きたいです。）	対象の2施設ともに外壁塗装についてアスベスト調査の実績があります。 第十小学校については、仕上げ塗材に、第五中学校については下地調整塗材及び仕上げ塗材にアスベストが検出されました。 アスベストの分析調査結果報告書につきましては、契約優先交渉事業者様に提供可能です。 なお、器具交換のため、天井加工は発生しないと考えております。
19	仕様書 P4、8 施工について(3)オ アスベストについて、調査結果が無い箇所について、調査費は別途契約でしょうか。	器具交換のため、天井加工は発生しないと考えております。
20	仕様書 P4、8 施工について(3)ス 各学校にて現状、照明器具や電灯回路の通電(絶縁)状態等が悪く、不点灯や悪い数値となっている箇所がありましたらご教示願います。	当市内の小・中学校について自家用電気工作物の保守管理委託を実施しているところですが、その中で本事業対象施設における指摘事項は、回答時点(令和7年1月)ではありません。
21	仕様書 P4、8 施工について(3)ス 調査または施工中で照明器具以外(配線、スイッチ等)による不良があった場合、修繕は対象外としてよいでしょうか。(照明器具交換のみの対応)	「8 施工について」(3)スに記載のとおり、既設の配線に著しい劣化等が見られた場合は、別途協議することとします。
22	仕様書 P5、8 施工について(3)ソ 事業期間後の点検で不備があった場合は、請負者の責任で対応とありますが、請負者責任期間は事業期間中のみではないでしょうか。 事業期間後も請負者責任期間となる場合、何年間でしょうか。	「事業期間後の点検で不備があった場合は、請負者の責任で対応する」とは、誘導灯について、事業期間終了直後の消防設備点検にて不備があった場合、事業期間中にその原因となるような事態が起こったと類推し、請負者の責任で対応していただくという趣旨です。それ以降の点検での不備については、請負者の責任はありません。
23	仕様書 P5、8 施工について(3)タ PCB 含有器具があった場合は保管場所を貴市指示の上、各校の保管場所までの運搬が事業者の対応範囲と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
24	仕様書 P5、9 維持管理(1) 給食受入室及び配膳室内での作業は長期休業とありますが、灯数が少なく土日施工で養生から片付けまで完了可能です。土日祝にて施工させて頂けるよう協議することは可能でしょうか。	土日祝日の施工について、協議することは可能です。その際は学校管理者のほか、来年度当市と委託することとなる給食搬入業者も交えて協議する必要があります。
25	仕様書 P7、14 瑕疵担保責任 瑕疵期間は1年間で宜しいでしょうか。	宜しいです。
26	別表 1 物価の変動について 照明器具等において部材の価格高騰など各メーカーの価格改定が実施された場合、価格を見直す事は可能でしょうか。	物価の変動についての対応は協議事項とします。